

案件名	「第7期葛城市障がい福祉計画・第3期葛城市障がい児福祉計画（案）」		
案件及び関連資料	「第7期葛城市障がい福祉計画・第3期葛城市障がい児福祉計画（案）」 上記資料及び募集結果は、本ホームページ以外に次の場所で閲覧できます。 ・葛城市役所 保健福祉部 社会福祉課（新庄庁舎1階） ・葛城市役所 市民生活部 総合窓口課（當麻庁舎1階）		
意見募集期間	令和6年1月19日（金）～令和6年2月7日（水）		
意見をいただいた人数	1人	受付した意見等の件数	4件

※ いただきましたご意見等に対する葛城市の考え方は以下のとおりです。

対象ページ	意見等	意見等に関する考え方	案の修正の有無
18	<p>事業所配布アンケートの回収について、30件配布して、回収が14件というのは少ないのではないのでしょうか。障がい者（児）に日々接しておられる方々の意見は重要だと思いますし、事業所運営の現実を市民が知ることも大切だと思います。社会福祉課の人手の問題もあるでしょうが、30事業者に電話や面接でのアンケート回収をしても良いぐらいではと思います。また、市民に対するアンケート設問の詳しさに比較して、事業者に対しての設問が粗すぎるのではないのでしょうか。</p> <p>アンケートでは、「対応できるヘルパーがいなかった」、ヘルパーに「高いスキルが求められる」、「利用者の希望に合うサービス事業所が少ない」、「行政からの補助金を希望する」等の意見が出ています。「葛城市はとても障がい者に寄り添っていると思う」という評価も出ています。</p> <p>葛城市内の福祉事業者は本計画のパートナーでしょうから葛城市として事業者はどう向き合っていくかということを一節に設けて記載しても良いのではないのでしょうか。</p>	<p>貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。</p> <p>事業所アンケートの実施は当初から予定していたものではなく、計画策定を進める中で、市内事業者のご意見は、市民の皆さんのご意見と同じく非常に重要であるという考えのもと、実施することにいたしました。策定スケジュールの都合上、十分な準備が行えない中で、郵送配布・郵送回収により実施いたしました。14事業所から貴重なご意見を頂戴することができました。</p> <p>事業所アンケートの実施方法や設問内容についてのご意見は、次回計画策定時に参考にさせていただき、十分に準備を行った上で、実施してまいります。</p> <p>また、葛城市内の障がい福祉事業者との連携は非常に重要であると考えております。これまで以上に連携、協働しながら障がい福祉施策の推進を図ってまいります。</p>	無

<p>52 81～84</p>	<p>アンケートでは障がい福祉サービスについて「知らなくて利用したことがない」が21.3%となっています。</p> <p>訪問入浴サービス事業、更生訓練費給付事業、自動車運転免許取得費補助事業、自動車改造費補助事業などの、全ての「事業の周知とサービス利用の促進を図る」には、市民全体に対して本計画の周知が必要ではないでしょうか。</p> <p>「障がい福祉施策を取り巻く状況は大きく変化している」(1ページ)、「高齢化が進む介助者への支援策も検討しながら、本人と家族が望む生活を実現するための方策を検討することが重要」(55ページ)ということでしたら、なおさら本計画の市民全体への周知は、今までとはレベルの違う取り組みが必要なのではないでしょうか。</p>	<p>貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。</p> <p>お示しのとおり、障がい福祉サービスについて「知らなくて利用したことがない」と回答された方が、全回答者数の約20%おられることから、障がい福祉サービスのさらなる周知の必要性を感じております。</p> <p>本計画書を市民の皆さんに手に取っていただけるよう、社会福祉課窓口や當麻庁舎、新庄・當麻図書館、ゆうあいステーションに設置するとともに、葛城市ホームページにも掲載いたします。また、市広報紙等に計画書や概要版のQRコードを掲載し、幅広い年代の方に気軽にアクセスしていただけるようにすることで、障がい福祉サービスや地域生活支援事業等について、より一層の周知を図ってまいります。</p>	<p>無</p>
<p>58</p>	<p>「災害時に一人では避難することができず、身近に助けてくれる人がいない」と回答した人が一定数存在している(6.9%の人)ことから、災害時に支援を必要とする人の把握を徹底し、緊急時に誰も取り残さず避難するための支援策の検討が必要」と課題を指摘しています。昨今の災害の多発を考えると、この課題に対しての取り組みの具体性が弱いのではないのでしょうか。</p>	<p>貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。</p> <p>本計画は2ページに記載しておりますように、障がい福祉サービスの提供に関し、必要なサービス量の見込みや、定めた見込み量を確保するための方策等を定めた実施計画となります。</p> <p>災害時の避難等、防犯・防災対策の推進につきましては、令和3年度から8年度を計画期間とする『葛城市障がい者計画』におきまして、具体的な方針や目標を定め、推進を図っているところです。詳細につきましては、葛城市障がい者計画の59ページに記載しておりますので、社会福祉課備え付けの計画書または葛城市ホームページに掲載しております計画書をご覧ください。</p> <p>災害時の支援等につきましては、引き続き担当課と連携し、取り組んでまいります。</p> <p>【葛城市障がい者計画 59ページ抜粋】 防犯・防災対策の推進 (1) 防災体制の整備 ・防火・防災知識の普及に努め、消火器の</p>	<p>無</p>

		<p>設置や家具の固定、安全な部屋での就寝等、防火・防災意識の向上を図ります。また、地域防災マップによる危険箇所や避難場所の周知徹底を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線等あらゆる情報通信媒体を使って、災害時に障がいのある人への確かな災害情報を提供します。 ・各地域での自主防災組織を通じて地域住民の防災への意識の向上を図るとともに、平常時からお互い助け合い、協力し合う関係を築き、災害に強い地域づくりを推進します。 ・NET119等、聴覚や言語に障がいのある人のための緊急通報システムの普及を図ります。 <p>(2) 地域における支援体制づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域犯罪や万一の火災や地震等の緊急時において、障がいのある人の救出や救護対策として、地域の自主防災組織や民生委員・児童委員等、地域住民が一体となった協力体制づくりを行います。 ・障がいのある人等の災害弱者に対応するため、「葛城市地域防災計画」の災害時要援護者対策を基本としながら、地域で障がいのある人の了承を得た上で、登録制の災害時要援護者台帳を作成し、登録者の障がいに適した情報伝達方法や避難誘導體制、避難場所等の把握に努めます。 ・障がいのある子どもを持つ家庭における防災時の備えとして「葛城市手をつなぐ育成会」が作成した防災確認シート「あんしん」の活用を啓発し、防災意識を高めます。 	
100	用語解説に、就労継続支援A型事業・B型事業、通級指導教室、特別支援学級を加えたらどうでしょうか。	貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。就労継続支援A型事業・B型事業につきましては、70ページに記載しております。通級指導教室と特別支援学級につきましては、よりわかりやすい計画書となるよう、用語解説のページに追加いたします。	有

対象 ページ	修正箇所	修正内容及び説明	案の修正 の有無						
77	<p>第3節 地域生活支援事業</p> <p>(1) 地域生活支援事業の実績と見込み</p> <p>1. 必須事業</p> <p>⑥日常生活用具給付等事業</p> <p>■サービス見込み量の表内の令和6年度から8年度の計画値</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護・訓練支援用具 ・自立生活支援用具 ・情報・意思疎通支援用具 	<p>【修正内容】</p> <p>令和6年度から8年度の計画値を下記の件数に修正いたします。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>介護・訓練支援用具</td> <td style="text-align: right;">3件</td> </tr> <tr> <td>自立生活支援用具</td> <td style="text-align: right;">8件</td> </tr> <tr> <td>情報・意思疎通支援用具</td> <td style="text-align: right;">4件</td> </tr> </table> <p>【説明】</p> <p>計画値に記載誤りがありましたので、修正いたします。</p>	介護・訓練支援用具	3件	自立生活支援用具	8件	情報・意思疎通支援用具	4件	有
介護・訓練支援用具	3件								
自立生活支援用具	8件								
情報・意思疎通支援用具	4件								
89	<p>第3章 障がい児福祉計画</p> <p>第1節 基本指針に定める成果目標</p> <p>(1) 障がい児支援の提供体制の整備等</p> <p>■国の基本指針 目標</p> <p>①児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実</p>	<p>【修正内容】</p> <p>目標①から「及び保育所等訪問支援の充実」の文言を削除いたします。</p> <p>【説明】</p> <p>「保育所等訪問支援の充実」につきましては、同ページに記載しております国の基本指針 目標②障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進に関する内容であるため、目標①からは文言を削除いたします。</p>	有						